

大特集

平日 日本滅ぼす 平和ボケ

昭和49年5月21日第3種郵便物認可 令和3年7月11日発行6月11日発売 通巻第598号

正論

FUJISANKEI
COMMUNICATIONS
GROUP
OPINION MAGAZINE

SEIRON
2021

7

大特集 日本滅ぼす平和ボケ

非核の妄執を排す 真の防衛論議を 石原慎太郎

台湾有事へ欠く政治の当事者意識 織田邦男
軍事忌避続けば安全保障は破綻 潮 匡人
誰も想定してない尖閣有事の住民避難 仲村 覚
経済安全保障に鈍感な日本社会 井上久男
中国が仕掛けるハイブリッド戦 志田淳二郎
産業競争力奪うサイバー攻撃の脅威 大澤 淳
国家マヒさせる身代金要求型ウイルス 松原実穂子
反共
鼎談「中国が脅威」と堂々と言おう 石 平×楊 海英×矢板明夫
濱本良一／藤原かずえ／福島香織／アフメット・レテプ

特集
日本共産党に
騙されるな

革命路線に変わりなし

公安調査庁
次長×
佐藤 優

特集
「脱炭素」
に反対

国益損じるより今こそ製造業強化を 加藤康子
中国利するだけの愚かな温暖化対策 杉山大志
日本製小型原発を活用せよ 長辻象平
イメージだけで石炭火力手離すな 竹田恒泰

特集「脱炭素」に反対

国益損じるより今こそ製造業強化を
中国利するだけの愚かな温暖化対策
日本製小型原発を活用せよ
イメージだけで石炭火力手離すな

君は日本を誇れるか 特別版

作家 竹田恒泰

武漢研究所起源説はもう陰謀論ではない

筑波大学システム情報系准教授 掛谷英紀

アメリカの分裂は始まっている

麗澤大学准教授 ジェイソン・モーガン

河野談話「上書き」する新談話を検討せよ

モラロジー道德教育財団道德科学研究センター教授・麗澤大学客員教授

西岡力

191 175 166

日本滅ぼす平和ボケ p.26~

大特集

非核の妄執を排す 真の防衛論議を

作家 石原慎太郎

27

台湾有事へ欠く政治の当事者意識

東洋学園大学客員教授・元空将 織田邦男

34

軍事忌避続けば安全保障は破綻

評論家 潮匡人

42

誰も想定していない尖閣有事の住民避難

ジャーナリスト 仲村覚

50

経済安全保障に鈍感な日本社会

経済ジャーナリスト 井上久男

58

外資撤退で中国のアキレス腱を衝け

ジャーナリスト 濱本良一

66

中国が仕掛けるハイブリッド戦争

名桜大学国際学群准教授 志田淳二郎

74

産業競争力奪うサイバー攻撃の脅威

中曽根康弘世界平和研究所主任研究員

大澤淳

82

国家機能マヒさせる

NTTチーフ・サイバーセキュリティストラテジスト

90

身代金要求型ウイルス

松原実穂子

98

危機から目を逸らすメディアの大罪

ブロガー 藤原かずえ

98

〈反共鼎談〉「中国こそ脅威」と堂々と言おう

反共3兄弟 評論家

石平×静岡太学教授

楊海英×産経新聞台北支局長

矢板明夫

106

戦狼外交とSNSで目指す「中国の夢」
日本人も使う中国プロパガンダ

ジャーナリスト 福島香織

日本ワイグル協会副会長 アフメット・レテプ

116

124

誰も想定していない 尖閣有事の住民避難



ジャーナリスト
仲村 寛

三月九日、米上院軍事委員会の公聴会で、米インド太平洋軍のデビッドソン司令官（当時）が「六年以内に中国が台湾を侵攻する可能性がある」と証言した。既に中国は台湾の武力統一に対する野心を隠さなくなった。中国空軍機が頻繁に台湾の防空識別圏に侵入し、三月二十六日には、同時に二十機が侵入した。

このニュースを耳にして、尖閣諸島でなくて良かったと胸をなでおろしてはいけない。四月四日、中国海軍の空母「遼寧」やレンハイ級ミサイル駆逐艦など二隻が沖縄本島と宮古島の間を南下したのが確認された。その中でレンハイ級は、中国海軍で最大規模の駆逐艦だ。前者の防空識別圏への侵入は、主に台湾の南側で行われ、後

者の宮古海峡通過は台湾の北側だ。台湾を南北から挟み撃ちに動いているように見える。

一方、中国では二月一日から、中国海警法が施行され、海警の船舶に武器使用を認めた。日本でも海上保安庁の船舶の増強、巡視船に武器使用を認める法改正や、自衛隊にも平時から警備にあたることのできる領域警備法の制定を求

める声が自民党内からあがっているが、国会で活発な検討がなされているとは言い難い。

最も危険な先島諸島

深刻なのは台湾有事、尖閣有事が発生した場合、わが国の国民に想定される被害と対応の検討が見逃されていることである。台湾有事であれ、尖閣有事であれ、中国軍は作戦を遂行できるように航空優勢、海上優勢を獲得してくるはずで、そのために確実に狙ってくるであろうエリアがあるのだ。

なかむら・さとる 昭和三十九年生まれ。昭和五十四年、陸上自衛隊少年工学校（横須賀）入校、卒業後航空部隊に配属。平成三年退官。企業勤務を経て日本沖縄政策研究フォーラムを設立し理事長。

それは宮古海峡である。中国軍の台湾武力統一での最大の課題は、米軍の増援部隊の排除である。そのために中国空軍、海軍は第一列島線と第二列島線の間の海域で米軍の増援部隊を攻撃し、第一列島線に近づかせまいとするだろう。尖閣が先か、台湾が先か、といった議論は不毛で、どちらにせよ、日本は有事となって住民が巻き込まれることを覚悟せねばならない。

もし、宮古海峡が中国に支配されたら、沖縄県の宮古諸島と八重山諸島、市町村でいえば、宮古島市（約五万五千五百人）、石垣市（約五万人）、与那国町（約千六百人）とそのエリアの観光客は、沖縄本島以北との交通が遮断され、足止めを食らうだろう。軍事攻撃による被害が及ばなかったとして

も、文字通り孤島になってしまうのである。

法は理解されているか

日本には、住民が外国による武力攻撃事態に巻き込まれた時に、住民を守るための法律と制度が既に整備されている。二〇〇四年に成立した国民保護法（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律）である。二〇一七年に北朝鮮がミサイルを頻繁に発射した時に、有名になったJアラートもこの法律を根拠に、整備されたシステムである。

想定される武力攻撃事態には、
①着上陸侵攻②弾道ミサイル攻撃
③航空攻撃④ゲリラや特殊部隊による攻撃―の四類型があり、それ以外にも原子力発電所の攻撃など

四類型の緊急対処事態を想定している。

そして、武力攻撃事態が発生した時に、国、都道府県、市区町村、指定公共機関の役割が定められ、既にそれぞれの組織で、国民保護計画が策定されている。法律では平素からの訓練も計画に基づき、行われることになっている。

武力攻撃事態が起きた時の役割分担と住民避難の手順は大雑把にいうと次のようになる。まず、国が武力攻撃事態を認定し、避難命令を発令、避難対象地域と避難先の指示を出す。

それを受けた都道府県が対象市区町村に命令を伝達、輸送手段の手配と輸送経路を指示。市区町村は、直ちに避難実施要領を作成、住民に伝達し、避難誘導を実施する。この中で最も大きな役割を担

っているのが市区町村だ。

政府や県は危機管理担当の一部職員が任務にあたり、警察官や消防官も住民の避難誘導にあたることになるが、大規模な避難になると市区町村は、職員が総出となる。

自衛隊の活動はどうなるか。防衛省も国民保護計画を作成している。ただし、国民保護措置に対する基本的な考えとしてこう記載されている。

《防衛省・自衛隊は、武力攻撃事態等においては、我が国に対する武力攻撃の排除措置に全力を尽くし、もって我が国に対する被害を極小化することが主たる任務であり、このため、防衛省・自衛隊にしか実施することのできない任務の遂行に万全を期す》

つまり、武力攻撃事態では自衛

隊は敵を排除することを優先するため、住民保護では最初からあてにしてはならないということだ。

自然災害が多い日本では、毎年のように自衛隊に災害派遣命令が出され、多くの国民を救出、支援している。そのイメージが強く、武力攻撃事態でも、自衛隊が救出や避難誘導、避難所の炊き出し、風呂を沸かしてくれるイメージを持ちがちだ。だが、それは一切誤りである。災害派遣の時と異なり、それらの全てを、自治体の職員の力で行わなければならない。

結局、国土が戦争に巻き込まれた場合、住民の命を身近に守るのは、自衛隊ではなく、国民保護の任務を担う公務員であり、それが成功するか失敗するかは平素の訓練にかかっているのだ。

離島避難は難易度が高い

もし、尖閣・台湾で武力攻撃事態が認定され、自衛隊に防衛出動命令が発令されると全ての機動力、輸送力を使って、武器、装備、弾薬、人員を南西諸島に移動させ展開させることになる。しかし、住民の避難にあてる自衛隊の船舶は基本的に無いといつて良い。

一方、宮古海峡が武力紛争地になる危険性が高くなると、先島諸島の住民には避難命令が出されることになる。自治体は自衛隊に頼らず民間の航空機や船舶を手配し、宮古海峡が安全に通過できるように避難を終わらせなければならぬ。今度は南から北への大移動が行われることになる。

つまり、尖閣・台湾有事への対応は、自衛隊が北から南、住民は南から北へという、二つの大移動をつつがなくこなさねばならない。そのために、政府は、沖縄県や宮古島市、石垣市、与那国町を重点地域に指定し、図上演習や実動訓練を早急に行つて課題を洗い出し対処を始めるべきなのだが、なぜか一度も行われていない。

沖縄県で行われた訓練もある。沖縄県は那覇市と平成三十一年一月二十四日に実動訓練、翌日に図上訓練を実施した。その想定は、《那覇市内の新都心公園で化学剤散布テロが敢行され、多数の死傷者が発生する。その後、国際テロ組織がマスコミやウェブサイトを通じて、爆破テロに関する犯行声明及び今後の犯行予告を発表する。パトロール中の警官がテロゲ

ループ数名を確保し、供述により、新たに爆発物を発見。近隣の商業施設来場者、周辺住民等の避難が必要となった》というものだ。

これは、国民保護で想定する「ゲリラや特殊部隊による攻撃」への訓練であるが、尖閣有事とは直接関係がない。全国でも、実際の有事に近い、着上陸作戦や航空攻撃を想定した国民保護訓練は、いまだに実施されたことが無いのである。安全保障環境が厳しさを増すなかで、自治体が住民を守るために本来、やらなければならない役割を果たしていない。そう言わざるをえない。

宮古島市の場合

国民保護事案が発生した場合、

鍵を握るのが避難実施要領である。

避難実施要領は避難命令が出されたのち、直ちに作成することになっており、時間との勝負になる。だから、消防庁は市区町村に避難実施要領のたたき台となる「避難実施要領のパターン」をあらかじめ作成しておくよう呼びかけている。

宮古島市は、武力攻撃事態の四パターンと緊急対処事態の四パターン、合計八パターンを平成三十一年三月に作成し、ウェブサイトで公開している。

その中で最も尖閣有事に近いのがパターン一の「着上陸侵攻」で、そこには、想定シナリオも記載されている。

某年九月三日十時、武装工作船が宮古島南海岸の複数地点から侵

入、侵攻を行っていると確認。
十時十分、国が武力攻撃事態に認定。

十時二十分、国の対策本部が避難措置の指示の検討、県の対策本部が避難指示の検討開始。

十時二十五分、市が緊急対策本部会議を開始。

十時三十分、国から県に避難措置の指示、県から市に避難の指示。

市はただちに避難実施要領の作成を開始し関係機関と調整。

十時四十分、避難実施要領の策定完了。直ちに防災行政無線と広報車で避難実施要領の内容を住民に伝達、誘導班の派遣、住民の避難開始となる。

十二時三十分、全員島外避難が完了し、残留者が残っていないか呼びかけを開始。

具体的な避難方法は次のように

計画されている。避難区別に小学校や中学校、公民館が一時集合場所に指定されており、住民は徒歩

または市が手配したバスで避難所

に移動する。宮古島市は、六つの

有人島があり、大神島以外の島は

宮古島と橋でつながっている。陸

路で宮古島の避難所へ移動し、航

空機への搭乗は宮古空港、または

下地島空港からだ、搭乗の順番

が来るまでは空港近くの指定され

た待機場所で待機する。

宮古空港はJTAドーム、下地島空港は、平成の森公園が待機場所として指定されている。全住民が航空機で避難し、避難先は、沖縄本島または、本土で用意された避難所だ。船舶による避難は計画されていない。

市の想定は空港まで市民を誘導するところまでで終わっている。

前述したようにそこから先の航空機など輸送手段の手配は、市町村をまたぐ作業となるため、県の担当となる。

重要な輸送力確保

ここで気になるのは、航空機による輸送力がどの程度確保でき、島外避難にどれくらいの期間を要するかということだ。

避難は敵の上陸前で、避難経路（宮古海峡）が封鎖される前に行わなければ逃げ遅れてしまう。避難は急がなければならないが、必要日数は、確保できる輸送力によって決まる。避難命令はそれを逆算して早めに出す必要がある。

その点を宮古島市の担当者に電話で聞いたが、「それについてはシミュレーションしたことが無

い」とのことだった。市の担当者は、住民を空港まで誘導することだけを考えていればいいというスタンスだ。

沖縄県の担当者にも同じ質問をした。だが尖閣有事を想定した避難訓練について「必要性は認識しているが図上演習を行ったことも無い」とのことだ。市町村の受け止め方がわからない以上、県から訓練実施を働きかけるのは難しい、という口ぶりだった。

国民保護を総括する消防庁に聞くと、尖閣有事を想定した避難訓練の必要性は認識しているが、国からトップダウンで実施することはできない、県から要望があれば実施可能という返事だった。

結局、南西諸島の安全保障環境が急激に厳しくなっているにもかかわらず、国、県、市町村が互い

に遠慮して誰もリーダーシップを発揮していない状態となっており。

住民の島外避難に3週間

宮古島市で避難に必要な日数をシミュレーションしてみよう。市外への移動は全て空路だ。平常ダイヤを根拠に計算すると全島民の避難に約二十二日を要するという結論が出た。避難日数は、これを基準として確保できる航空機材によって、増減するというものになるだろう。避難所の食料もこれ以上の日数分を準備する必要がある。

更に想定しなければならない要素がある。

国民保護法七十三条第三項は《都道府県知事は指定公共機関及

び指定地方公共機関の安全が確保されていると認められる場合でなければ、指示を行ってはならない」と定めてある。

全日空、日本航空もそれぞれ、国民保護業務計画を作成し、安全確保を重視して《武力攻撃が予想される地域などの範囲を勘案し、安全が確保されている地域における業務であることを確認する》としている。住民避難を滞りなく終えるうえで航空会社が輸送業務を引き受けるのか否か。著しい困難が予想されよう。

困難で重要な要領の作成

以上、宮古島市の例を紹介しながら、輸送力確保のシミュレーションについて検証した。しかし、宮古島市は、避難実施要領のパ

ターンを多数作成しているだけましで、他の自治体はこの足元にも及ばない。消防庁によると、全国の千七百四十一自治体の作成率は、千七十六自治体で約六二％。特に沖縄県の四十一自治体は沖縄、豊見城、宮古島、石垣の四自治体しか作成しておらず全国ワーストとなっている。

消防庁は県内市町村を対象とした研修会を開くなどし、作成を促しているが進んでいない。

消防庁が市町村に配布している「避難実施のパターンの作り方」には、その作成の意義を「記載内容や作成手順について習熟するための機会」と説明し、事案の想定については「パターンを作成したことのない団体では、複雑・高度な事案から着手するのではなく、一般的な爆弾の爆発テロ等の比較

的簡易な想定を置き、作成作業に慣れてもらうことが望ましい」と書かれている。これが、全国の国民保護訓練の想定が「ゲリラや特殊部隊による攻撃」ばかりである理由だ。

結局、消防庁は、全国の自治体に対して、起こりうる武力攻撃事態ではなく、作成しやすい避難実施のパターンに基づいて訓練を行うよう求めているのだ。そうして、やがて自治体の国民保護担当者としての習熟度が上がり、過不足なく対応できるレベルになると期待しているのである。

しかし、自治体の現場は、習熟しようにも、防災担当と兼務だったり、更に小さな町村だともっと多くの業務と兼務している。手が回らないのが実情だ。筆者が電話で市や県の担当者に詳しい説明を

求めても「数カ月前に異動してきただけで、よくわからない」という返答も少なくなかった。担当者が習熟したら人事異動で振り出しに戻るケースも少なくない。また、沖縄県では、島外避難の想定が必須で、県や国との連絡調整業務が発生することが、避難実施パターンの作成が進まない原因の一つと推測される。

尖閣有事の

国民保護訓練の提言

最後に尖閣・台湾有事の提言をまとめる。一つ目は、避難訓練の実施である。政府が出す避難命令のタイミングはもちろん、常時確保できる輸送機材を把握することなども訓練を通じて課題をあぶり出し、適応できるだけのスキルを

高めておく必要がある。武力攻撃事態においては、いつ航空優勢を失うかわからない。事態の変化を踏まえながら避難すべき時なのか、逆にかえって避難すると危険を高めてしまう時なのか、といった判断も必要で、自衛隊と自治体が情報を共有しながら住民を避難させる必要がある。

二つ目は、すべての有人島にシエルターを設置することである。先ほど宮古島市の例で述べたように、そもそも島外避難は著しい困難が伴う。島民が逃げ遅れる事態も起こり得るだろう。そうした場合にもどのように住民の生存を確保するのか。そのための食料の保管や何らかの連絡手段も必須課題となるだろう。

三つ目は、自治体職員の意識改革である。自治体職員はふだん国

防など取り扱った経験がない者ばかりだ。しかし、国民保護が自治体の責務となっている以上、意識や判断、ノウハウにおいて抜かりがあつてはならない。そのために国に地方自治体の国民保護を担当する専門職員（自衛隊OBが適任ではないだろうか）の配置をうながしたい。現在の制度では、千七百四十一自治体で最低千七百四十一人の国民保護に精通した職員が必要で、安全保障環境を想定し、的を射た訓練シナリオの作成などが求められる。すでに災害対策の領域では自衛隊OBを受け入れている自治体もある。そうした人材を活用するなどして国民保護を円滑に進める体制づくりは急務だろう。特に宮古島市、石垣市、与那国町の三市町村への派遣は強くうながしたい。